

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告の業務の適正を確保する・・・・・・・・・・	1
ための体制及び当該体制の運用状況	
連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・	6
連結計算書類の連結注記表・・・・・・・・・・	7
株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・	28
計算書類の個別注記表・・・・・・・・・・	29

2021年4月1日から2022年3月31日まで

こころネット株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

(<https://cocolonet.jp/>)

事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき、原則月1回開催する定時取締役会及び必要あるときに開催する臨時取締役会において重要事項の審議並びに決議を行っております。
- ② 取締役は、取締役会を通じて相互に取締役の業務執行について監督しております。
- ③ 監査等委員会は監査等委員会監査基準等に基づき業務執行状況調査等を通じ、取締役の業務執行について監査を行っております。
- ④ 取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
- ⑤ 独立社外取締役が、取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換や認識共有等を図ることを目的に、独立社外取締役会議を設置しております。
- ⑥ 内部統制基本方針（会社法）に基づき、月1回開催するコンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化並びに企業倫理の浸透を図っております。
- ⑦ 業務執行部門から独立した内部監査室を監査等委員会の下に設置し、内部監査規程に基づき、当社グループにおける法令及び内部規程等の遵守状況を監査し、監査等委員会及び当社社長に報告しております。
- ⑧ コンプライアンス規程において、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を制定し、法令遵守及び社会倫理遵守に対する取締役及び使用人の意識向上に努めております。
- ⑨ 内部通報ホットライン管理規程に基づき、コンプライアンスに係る問題については通常の報告ルートのほか、内部通報ホットラインによる報告ルートを設置し、法令違反その他コンプライアンスに関する事実について、相談または通報等により直接情報を提供できる体制を整備するとともに、通報者保護の体制も確立しております。また、内部通報を受けた場合はすみやかに事実の調査を行い、担当部門と対応策・再発防止策を協議のうえ実施を勧告することとしております。
- ⑩ コンプライアンス行動規範において、いわゆる「反社会的勢力」とは一切関係を持たないことを宣言し、警察、弁護士等関係機関との連携を図るとともに、取締役及び使用人が一体となり不当な要求に対して毅然とした態度で臨むこととしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び文書管理規程に基づき、取締役会議事録等取締役の業務執行に係る情報・記録について保存・管理を行っております。
- ② 内部統制基本方針（会社法）において、取締役、監査等委員及び子会社の監査役はいつでもこれらの情報を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおける最適なリスク管理体制を構築するためにリスク管理規程を制定し、業務遂行に関するリスク管理に必要な体制、運営の基本事項及びリスク管理委員会設置について定めております。

リスク管理委員会はリスク管理委員会運営規程に基づき運営され、全般的なリスクの特定、評価、対応策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展により企業価値を脅かすリスクに対処しております。

- ② リスク管理の有効性評価及び実効性の高い牽制機能を確保するため、監査等委員はリスク管理規程に基づき、内部統制システムに係る監査等委員会監査の一環としてリスク管理の監査を行っております。
- ③ 大地震、長期間にわたるコンピュータシステム機能停止等、会社財産の滅失や社会的信用の失墜を引き起こしうる不測の事態発生に適切に対応するため、危機管理規程を制定し、危機管理に必要な体制や運営の基本事項及び危機管理本部設置について定めております。危機管理本部は、危機の度合いにより関連する役員、危機対応部門、危機統括部門及び広報部門より構成され、危機に対し適切かつ迅速に対応し、企業価値の損失を最小限に抑制するため、一時的に一括した指揮命令を行うとしております。

また、事業継続計画を策定し、不測事態の発生時の対処手続き等を定め、当社グループの事業が継続しうる体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会は経営方針に沿った経営計画を策定し、取締役は経営計画に基づき職務の執行を行い、その執行状況について定期的に取締役会に報告する体制を整備しております。

また、経営会議細則において、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるために、必要な体制や運営の基本事項及び経営会議設置について定めております。経営会議は当社業務執行取締役と経営企画部長で構成され、毎月取締役会に付議する事項を含む経営戦略上の重要な業務執行

事項について、その方向性や方針及び意思決定のプロセスについて審議しております。

- ② 業務が効率的かつ公正に執行されるよう稟議規程、業務分掌規程を制定し、業務執行者に対する委任の範囲、権限を定めております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 組織関連規程、関係会社管理規程において純粹持株会社制のもとでグループ会社が担うべき役割を定め、グループとしての最適運営を図る体制を整備しております。
- ② 取締役会規程において、取締役会は、議事の運営上必要と認められるときは、取締役、監査等委員及び子会社の監査役以外のものを出席させ、意見または説明を求めることができるとしております。企業価値を最大化とする役割を担う当社は、グループ会社の取締役会に部長、室長も出席させ、各社の経営について自主性を尊重しつつ現状報告や結果報告を受ける等情報の共有化を図り、グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備を図っております。
- ③ 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は取締役の業務執行を監査するため必要があると認めるときにはグループ会社に対し事業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を監査できる体制を整備しております。
- ④ 内部監査規程に基づき、内部監査室は当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適正性・有効性を検証し、内部監査指摘事項を監査等委員会及び当社社長に報告しております。また、被監査会社の社長に当該指摘事項を通知し改善を指示するとともに、その改善結果に対する責任者とする体制を整備しております。
- ⑤ 内部通報ホットライン管理規程に基づきグループの全役職員は業務遂行に当たりコンプライアンス上で疑義が生じた場合は、通常の報告ルートのほか内部通報ホットラインによる報告ルートを設け、相談または通報等により直接情報を提供できる体制を整備するとともに通報者保護の体制も確立しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及び取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項

当社は、独立した内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部監査業務に併せ、その構成員が監査等委員会を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を担わせることとしております。なお、独立性を確保するため、当該構成員に係る人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当社取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得て行うこととしております。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は取締役会への出席、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への出席機会を確保しており、また、重要な稟議書類等を回付し、要請に応じて随時社内文書等の提出または閲覧できる体制が整備されております。
- ② 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は内部情報に関する重要事実等が発生した場合、取締役または使用人から遅滞なく報告を受ける体制が整備されております。また、監査等委員が報告を求めた場合は、取締役及び使用人は迅速かつ適切に監査等委員会へ報告を行う体制が整備されております。

(8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報ホットライン管理規程に基づき、報告、相談された事項につき、その内容が法令・定款違反等のおそれがある場合は、内部通報窓口は監査等委員会へ報告することを定めております。なお、内部通報窓口に通報したものが不当な取扱いを受けないように規定するとともに、運用の徹底を図っております。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会監査基準において、監査等委員会はその職務の執行に必要な費用を会社に対して請求することができる旨を定めております。

(10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は会計監査人の会計監査の内容及び監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行う等、会計監査人との連携を図る体制が整備されております。
- ② 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員会は内部監査室から内部監査計画の提出を受け、それを審議・承認するとともに、内部監査結果の報告を受ける体制が整備されております。

2. 当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 業務執行の適正性、効率性の向上に関する運用状況

取締役は経営計画に基づき職務の執行を行い、その執行状況について定期的に取り締役会（当事業年度 14回開催）に報告しました。また、取締役会の機能を強化し経営の効率を向上させるために経営会議を開催し、経営戦略上の重要事項について審議しました。

(2) コンプライアンス・リスク管理に対する運用状況

コンプライアンス経営、リスク発生の未然防止等を目的として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を開催しました。また、コンプライアンス・マニュアルのグループウェアへの掲載、eラーニングによるコンプライアンス自己点検の実施等により、当社グループ従業員への法令遵守及び社会倫理遵守に対する意識向上を図りました。

(3) 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員会において定めた監査等委員会監査基準に基づき、取締役会、その他重要会議に出席し、取締役の職務の執行状況について書類の閲覧、実地調査を実施するとともに定期的に報告を受けました。また、会計監査人の会計監査の内容及び監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行う等、会計監査人との連携を図りました。

(4) 内部監査に関する運用状況

本社及び子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適正性・有効性を検証し、内部監査指摘事項を監査等委員会及び本社長に報告しました。また、被監査会社の社長に当該指摘事項を通知するとともに改善を指示し、その改善結果の報告を求めました。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	500,658	2,032,312	5,464,348	△120	7,997,199
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△115,288		△115,288
親会社株主に帰属する 当期純利益			131,100		131,100
自己株式の取得				△84,918	△84,918
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	15,811	△84,918	△69,106
当連結会計年度末残高	500,658	2,032,312	5,480,160	△85,038	7,928,093

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価 証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	40,949	56,797	97,746	△19,753	8,075,193
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△115,288
親会社株主に帰属する 当期純利益					131,100
自己株式の取得					△84,918
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△18,488	25,134	6,645	19,753	26,399
連結会計年度中の変動額合計	△18,488	25,134	6,645	19,753	△42,707
当連結会計年度末残高	22,461	81,931	104,392	-	8,032,486

連結計算書類の連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社たまのや

カンノ・トレーディング株式会社

株式会社With Wedding

株式会社フルール

株式会社ハートライン

株式会社北関東互助センター

カンノ・トレーディング・ベトナム有限会社

② 連結の範囲の変更

2021年7月1日付でこころガーデン株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。

2021年10月1日付でこころeパワー株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。

③ 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

前連結会計年度まで非連結子会社であった上海客観隆投資管理有限公司は、2021年5月に清算いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連会社数 2社

関連会社の名称

天津中建万里石石材有限公司

日本エンディングパートナーズ株式会社

③ 持分法の範囲の変更

該当事項はありません。

④ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社

該当事項はありません。

前連結会計年度まで非連結子会社であった上海客観隆投資管理有限公司は、2021年5月に清算いたしました。

関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、カンノ・トレーディング・ベトナム有限会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(ii) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(イ) 商品及び製品、原材料及び仕掛品

主として総平均法を採用しております。ただし、一部の連結子会社は個別法及び最終仕入原価法を採用しております。

(ロ) 貯蔵品

主として個別法を採用しております。ただし、一部の連結子会社は、最終仕入原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～17年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）における定額法を採用しております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(iii) 前受金復活損失引当金

一部の連結子会社が取扱いしている特定取引前受金で、一定期間経過後収益に計上したものに對する将来の復活に備えるため、過去の実績に基づく復活見込額を計上しております。

(iv) 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の会計基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

全ての事業において、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(i) セレモニーサービス

主に冠婚葬祭に係る商品・サービスの提供等を行っております。当該役務提供については、顧客との契約に基づき、当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。当社グループが行う役務提供が完了した時点で顧客への履行義務が充足される事から、役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、セレモニーサービスの売上高に計上している葬儀返礼品については「返品権付販売」に該当するため、返品が見込まれる商品については売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返品資産を流動資産の「その他」及び返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(ii) 物品販売

主に、仏壇・仏具等の販売、墓石・石材加工商品等の卸売・小売、生花・生花商品等の卸売を行っております。また、商品等の卸売については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

仏壇・仏具等の販売については、顧客に商品を引渡した時点で当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転するため、引渡し時点で収益を認識しております。

石材卸売については、商品を出荷した時点で当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転したものとし、出荷時点で収益を認識しております。

石材小売については、顧客に商品を引渡した時点で当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転するため、引渡し時点で収益を認識しております。また、石材小売の中で工事を伴うものについては、工事完了引渡時に当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転するため、工事完了引渡時点で収益を認識しております。

生花・生花商品等の卸売については、グループ内外の葬祭事業会社に対する生花及び生花商品の供給、一般の生花小売店向けに同商品の卸売を行っております。一般の生花小売店向けの卸売については、商品を出荷した時点で当社グループの履行義務が充足され、財の支配が顧客へ移転したものとし、出荷時点で収益を認識しております。

なお、物品販売の売上高に計上している墓石売上の一部には、外部紹介によるものがあり、従来は販売費及び一般管理費に紹介手数料として計上していましたが、当該手数料は「売上高」からの減額に変更しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、個別案件ごとに効果の発生する期間を合理的に見積り、10年から20年以内での定額法による償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(i) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(ii) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(iii) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続き

冠婚葬祭互助会の会計処理及び表示については、業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続き、割賦販売法省令に定められる基準に従って会計処理されております。

計上されている主な科目は以下のとおりです。

(イ) 施行値引勘定

掛金の一括前払があった場合の割引料を損金処理せずに資産計上し、施行の際に精算しております。

(ロ) 供託金

互助会が前受金保全措置として、主たる営業所の最寄りの供託所に供託した保証金を計上しております。

(ハ) 役務保証基金

前受金総額の規模に応じて施行支援機構に無利息で預託した基金を計上しております。

(ニ) 前払式特定取引前受金

互助会契約に基づいて、会員から預かった掛け金の累計額(予約前受金の合計額)を計上しております。

(ホ) 解約返戻預り金

完納超長寿の所在不明会員の取扱いにより、契約失効した際に、解約手数料相当額を営業外収益に計上し、残りの解約返戻金相当額を「解約返戻預り金」として預かり、会員又は相続人からの申出が5年間無ければ「解約返戻預り金」を営業外収益に計上しております。

(ヘ) 前受金復活損失引当金

掛金中断により契約解除となった会員からの施行、返金の申出に備えて計上する引当金を計上しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、葬祭事業の売上高に計上している葬儀返礼品については「返品権付販売」に該当するため、返品が見込まれる商品については売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返品資産を流動資産の「その他」及び返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。また、石材事業の「売上高」に計上している墓石売上の一部には、外部紹介によるものがあり、従来は販売費及び一般管理費に紹介手数料として計上していましたが、当該手数料は「売上高」からの減額に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は6,169千円減少、売上原価は1,831千円減少、販売費及び一般管理費は2,700千円減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,638千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めていた「受取賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「受取賃貸料」は13,048千円であります。

前連結会計年度まで区分掲記していた特別利益の「補助金収入」(当連結会計年度は1,482千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 376,272千円

繰延税金負債 17,001千円

(注) 繰延税金資産・繰延税金負債は相殺表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づき、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当社における新型コロナウイルス感染症による影響については、ワクチンの普及が進む一方、新型コロナウイルス変異株が出現するなど、依然として今後の収束時期は不透明であり、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も一定期間継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

建物及び構築物	100,796千円
土地	916千円
計	101,713千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産については、資産または資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を減損損失に計上しております。回収可能価額は、資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか大きい方としています。

この正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。また使用価値については、当社の事業計画を基に経営環境等の外部情報等や内部情報等を総合的に勘案し、各資産グループの使用価値を合理的に算出しております。

当社における新型コロナウイルス感染症による影響については、ワクチンの普及が進む一方、新型コロナウイルス変異株が出現するなど、依然として今後の収束時期は不透明であり、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も一定期間継続するものと仮定し、固定資産の減損について会計上の見積りを行っております。

これらの見積りは、将来の事業計画及び今後の使用見込み等を主要な仮定としているため、固定資産の使用方法を変更した場合もしくは不動産取引相場やその他経営環境が変動した場合には、翌連結会計年度に追加の減損損失の計上が必要になる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 金融機関に対する債務

(i) 担保に供している資産

建物	1,379,685千円
土地	1,542,725千円
計	2,922,410千円

(ii) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	81,430千円
長期借入金	61,540千円
計	142,970千円

② 前払式特定取引に対する債務

有価証券及び投資有価証券のうち867,598千円と供託金2,073,150千円については、割賦販売法第18条の3に基づき、前払式特定取引前受金8,827,943千円に対する保全措置として、供託等の方法により担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	9,848,925千円
---------	-------------

6. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類
事業用資産	福島県会津若松市	建物及び構築物
遊休資産	茨城県龍ヶ崎市	土地

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業の種類別に営業用施設を単位としてグルーピングを行っております。賃貸資産及び遊休資産については、個別の資産ごとにグルーピングしております。

上記1施設の事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスとなっているため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（100,796千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物（100,796千円）であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、不動産鑑定評価等を基に算定した金額により評価しております。

将来の使用が見込まれていない遊休資産については、当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（916千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地（916千円）であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、不動産鑑定評価等を基に算定した金額により評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,843,100株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 100,145株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	57,644	15.00	2021年3月31日	2021年6月23日

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	57,644	15.00	2021年9月30日	2021年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	56,144千円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	15円00銭
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に関する事項

当社グループは、設備投資計画及び資金繰り等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。余資は、主に流動性の高い金融資産及び長期的運用を目的とした金融資産で運用しております。

(金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制)

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化を懸念し、早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券及び株式であり、株式は純投資目的または事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。満期保有目的の債券は主に国債を中心に保有しており信用リスクは僅少であります。また、有価証券及び投資有価証券に係る信用リスク及び市場価格の変動リスクについては、有価証券管理規程に基づき発行体の財務状況や時価等を把握し、四半期ごとに評価しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。一部連結子会社が有する外貨建て営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金（最長5年）は主にM&A及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額15億円の当座借越契約を締結しております。

(金融商品の時価等に関する事項についての補足説明)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 (※2)	953,714	966,896	13,182
(2) 供託金	2,073,150	2,073,150	—
資産計	3,026,864	3,040,046	13,182
(1) 長期借入金 (※3)	210,790	210,334	△455
負債計	210,790	210,334	△455

※1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形」、「売掛金」及び「買掛金」については、短期間で決算されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等は、(1)有価証券及び投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	21,115

※3 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金 (※)	3,416,555	—	—	—
受取手形	8,864	—	—	—
売掛金	478,203	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	23,000	856,000	—	—
合計	3,926,623	856,000	—	—

※ 「現金及び預金」には、現金8,011千円は含めておりません。

2 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区 分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	53,480	31,600	9,600	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	86,115	—	—	86,115
資産計	86,115	—	—	86,115

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債	—	880,781	—	880,781
供託金	—	2,073,150	—	2,073,150
資産計	—	2,953,931	—	2,953,931
長期借入金	—	210,334	—	210,334
負債計	—	210,334	—	210,334

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で国債は、取引金融機関等から掲示された価格によっており、活発な市場における相場とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

供託金

互助会事業においては、割賦販売法の規定に基づき会員からの前受金の2分の1を保全する義務（以下、前受金保全措置という）があり、供託金は前受金保全措置を確保する手段の1つであります。互助会の破綻等の際に、会員に対して前受金の全部または一部の返還の原資となるため、将来キャッシュ・フローに対する割引率をゼロとして現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 企業結合関係

共通支配下の取引等
(連結子会社の吸収合併)

当社は2021年5月13日開催の取締役会において、連結子会社であるこころガーデン株式会社の当社への吸収合併を決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2021年7月1日付でこころガーデン株式会社を吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 合併会社の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名称	こころネット株式会社
事業の内容	冠婚葬祭・石材・互助会等の事業子会社の持株会社

(消滅会社)

名称	こころガーデン株式会社
事業の内容	介護事業

② 企業結合日

2021年7月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、こころガーデン株式会社は解散いたしました。

④ 結合後企業の名称

こころネット株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

こころガーデン株式会社は、2021年1月31日付で同社が運営する介護事業の全部譲渡を実施しております。本合併によりこころガーデン株式会社を解散するとともに、組織の効率化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年6月10日開催の取締役会において、連結子会社であるこころeパワー株式会社の当社への吸収合併を決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2021年10月1日付でこころeパワー株式会社を吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 合併会社の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名称	こころネット株式会社
事業の内容	冠婚葬祭・石材・互助会等の事業子会社の持株会社

(消滅会社)

名称	こころeパワー株式会社
事業の内容	再生可能エネルギー事業

② 企業結合日

2021年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、こころeパワー株式会社は解散いたしました。

④ 結合後企業の名称

こころネット株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、2017年6月にこころeパワー株式会社を設立し、再生可能エネルギー分野への参入検討を進めてまいりました。今般、組織の効率化及び事業ポートフォリオの再構築を図るため、当社がこころeパワー株式会社を吸収合併し、同社を解散いたしました。今後、再生可能エネルギー分野への参入検討は当社が進めてまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下の通りであります。

	報告セグメント					計
	葬祭事業	石材事業	婚礼事業	生花事業	互助会事業	
セレモニーサービス	4,821,554	—	616,886	—	—	5,438,440
物品販売	211,953	2,175,158	—	589,310	—	2,976,423
その他	—	80,826	7,138	—	6,574	94,540
顧客との契約から生じる収益	5,033,507	2,255,985	624,024	589,310	6,574	8,509,404
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	5,033,507	2,255,985	624,024	589,310	6,574	8,509,404

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益計算書 計上額
セレモニーサービス	—	5,438,440	—	5,438,440
物品販売	158,269	3,134,692	—	3,134,692
その他	—	94,540	—	94,540
顧客との契約から生じる収益	158,269	8,667,673	—	8,667,673
その他の収益	—	—	7,630	7,630
外部顧客への売上高	158,269	8,667,673	7,630	8,675,303

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである装販部門等であります。

(注) 2 「調整額」の内容は、不動産賃貸収入になります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の会計基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社において、契約資産及び契約負債に該当する資産及び負債は識別していないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,146円3銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円22銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2022年6月28日に開催予定の第56回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

(1) 本制度の導入の目的及び条件

① 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

② 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額144百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内。なお、使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、原稿の取締役の金銭報酬枠の範囲内で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、現行の取締役報酬枠の範囲内で年額14百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年14,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株式価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から、1年から5年間の範囲で取締役会が定める期間としており、必要に応じて当社の取締役会が定める一定の業績目標の達成を譲渡制限解除の条件とする予定です。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

(3) 当社の子会社の取締役への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の子会社の取締役に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	500,658	2,011,261	2,011,261	24,035	590,535	4,619,480	5,234,050
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△115,288	△115,288
当期純損失						△484,182	△484,182
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△599,471	△599,471
当 期 末 残 高	500,658	2,011,261	2,011,261	24,035	590,535	4,020,009	4,634,579

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△120	7,745,850	40,949	40,949	7,786,800
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△115,288			△115,288
当期純損失		△484,182			△484,182
自己株式の取得	△84,918	△84,918			△84,918
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△18,488	△18,488	△18,488
事業年度中の変動額合計	△84,918	△684,389	△18,488	△18,488	△702,878
当 期 末 残 高	△85,038	7,061,460	22,461	22,461	7,083,922

計算書類の個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	3～45年
機械及び装置	17年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）における定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することにしております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際にされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

④ のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積り、20年間の定額償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

3. 追加情報

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更

前事業年度まで区分掲記していた営業外収益の「為替差益」（当事業年度は532千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記していた固定負債の「長期預り保証金」（当事業年度は240千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 185,501千円

(注) 繰延税金資産・繰延税金負債は相殺表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づき、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当社における新型コロナウイルス感染症による影響については、ワクチンの普及が進む一方、新型コロナウイルス変異株が出現するなど、依然として今後の収束時期は不透明であり、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も一定期間継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

建物及び構築物	718,012千円
土地	138,022千円
計	856,034千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産については、資産または資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を減損損失に計上しております。回収可能価額は、資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか大きい方としております。

この正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。また使用価値については、当社の事業計画を基に経営環境等の外部情報等や内部情報等を総合的に勘察し、各資産グループの使用価値を合理的に算出しております。

当社における新型コロナウイルス感染症による影響については、ワクチンの普及が進む一方、新型コロナウイルス変異株が出現するなど、依然として今後の収束時期は不透明であり、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も一定期間継続するものと仮定し、固定資産の減損について会計上の見積りを行っております。

これらの見積りは、将来の事業計画及び今後の使用見込み等を主要な仮定としているため、固定資産の使用方法を変更した場合もしくは不動産取引相場やその他経営環境が変動した場合には、翌事業年度に追加の減損損失の計上が必要になる可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	852,046千円
土地	1,191,112千円
計	2,043,159千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	81,430千円
長期借入金	61,540千円
計	142,970千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	5,551,122千円
---------	-------------

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	505,410千円
② 長期金銭債権	1,094,210千円
③ 短期金銭債務	407,630千円
④ 長期金銭債務	1,377,000千円

(4) 取締役等に対する長期金銭債務

役員に対する長期未払金（19,234千円）は、2009年6月30日開催の定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に係る債務であります。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,337,122千円
販売費及び一般管理費	1,234千円
営業取引以外の取引高	28,492千円

関係会社支援損360,000千円は、当社関係会社に対する立替金及び貸付金の債権放棄を行ったものであります。

関係会社株式評価損116,500千円は当社が保有する持分法適用会社の株式に係る評価損であります。

(2) 特別損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類
賃貸資産	福島県福島市	建物及び構築物、土地
遊休資産	茨城県龍ヶ崎市	土地

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業の種類別に営業用施設を単位としてグルーピングを行っております。賃貸資産及び遊休資産については、個別の資産ごとにグルーピングしております。

上記1施設の賃貸資産については、不動産賃貸料を減額することで、当社の営業収益が継続的にマイナスとなる見込みであることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（855,117千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物（718,012千円）、土地（137,105千円）であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、不動産鑑定評価額等を基に算定した金額により評価しております。

将来の使用が見込まれていない遊休資産については、当事業年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（916千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地（916千円）であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、不動産鑑定評価額等を基に算定した金額により評価しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	100,145株
------	----------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	382,049千円
減損損失	375,293千円
組織再編	110,406千円
未払役員退職金	5,866千円
貸倒引当金	101,811千円
資産除去債務	19,769千円
減価償却超過額	15,828千円
未払事業税	3,864千円
賞与引当金	5,999千円
その他	3,419千円
繰延税金資産小計	1,024,309千円
評価性引当額	<u>△791,087千円</u>
繰延税金資産合計	233,221千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,899千円
合併等による時価評価差額	△33,964千円
その他有価証券評価差額金	<u>△9,856千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△47,720千円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	185,501千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社たまのや	所有直接100.0%	役員の兼任4名	業務受託料の受取(注1)	288,000	売掛金	48,873
				賃貸料の受取(注2)	245,230		
				配当金の受取(注3)	271,000		
				保証金の返金(注8)	658,000	預り保証金	—
				連結納税に伴う個別帰属税額の受取予定額(注6)	93,422	未収入金	93,422
子会社	カンノ・トレーディング株式会社	所有直接100.0%	役員の兼任3名	業務受託料の受取(注1)	87,600	売掛金	12,525
				賃貸料の受取(注2)	49,200		
				配当金の受取(注3)	46,000		
				資金の貸付(注5)	—	短期貸付金	99,840
				資金の回収	137,525	長期貸付金	524,160
				利息の受取(注5)	6,327		
				保証金の返金(注8)	130,000	預り保証金	—
				連結納税に伴う個別帰属税額の受取予定額(注6)	25,171	未収入金	25,171
子会社	株式会社With Wedding	所有直接100.0%	役員の兼任4名	業務受託料の受取(注1)	87,600	売掛金	20,075
				賃貸料の受取(注2)	133,560		
				資金の立替(注4)	252,600	立替金	2,541
				資金の貸付(注5)	570,000	長期貸付金	570,000
				資金の回収	606,000		
				利息の受取(注5)	5,620		
				保証金の返金(注8)	306,000	預り保証金	—
				連結納税に伴う個別帰属税額の支払予定額(注6)	174,271	未払金	174,271
債権放棄(注7)	360,000	—	—				
子会社	株式会社フルール	所有直接100.0%	役員の兼任4名	連結納税に伴う個別帰属税額の受取予定額(注6)	34,450	未収入金	34,450

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ハートライン	所有直接 100.0%	役員の兼任 5名	資金の借入(注5)	1,363,000	短期借入金	182,400
				資金の返済	99,900	長期借入金	1,324,000
				利息の支払(注5)	3,880		
				連結納税に伴う個別帰属税額 の受取予定額(注6)	1,266	未収入金	1,266
子会社	株式会社北関東互助センター	所有直接 100.0%	役員の兼任 4名	資金の借入(注5)	—	短期借入金	50,400
				資金の返済	50,400	長期借入金	53,000
				利息の支払(注5)	653		
				連結納税に伴う個別帰属税額 の受取予定額(注6)	13,149	未収入金	13,149
子会社	カンノ・トレーディング・ ベトナム 有限会社	所有直接 80.0%	—	資金の貸付(注5)	220,115	短期貸付金	134,651
				資金の回収(注9)	309,648		
				利息の受取(注5)	4,457		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 市場価格、総原価を勘案して、取引条件を決定しております。
- 2 近隣の地代を参考にした価格によっております。
- 3 各社の株主総会決議金額によっております。
- 4 同社の資金を立替支払したものであります。
- 5 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 6 当社の連結納税額計算に基づき配分しております。
- 7 同社へ対する立替金及び貸付金の債権放棄であります。
- 8 近隣の取引実勢等に基づいて決定しております
- 9 子会社への貸付金に対し、31,615千円の貸倒引当金を設定しております。また、当事業年度において、115,932千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	齋藤 高紀	被所有直接 11.3%	当社代表 取締役会長	自己株式の取得(注)	42,450	—	—
主要株主 (法人)	カンノ合同会社	被所有直接 24.6%	—	自己株式の取得(注)	42,450	—	—

(注) 自己株式の取得については、2022年2月14日開催の取締役会決議に基づき、2022年2月15日に自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は取引前日である2022年2月14日の終値によるものであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,892円60銭
(2) 1株当たり当期純損失 △126円38銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。)を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を2022年6月28日開催予定の第56回定時株主総会に付議することといたしました。詳細につきましては、「連結注記表 12. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。